

第118号議案

神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第9条第1項の規定に基づき」を削り，「の技術を利用」を「技術を活用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（市税条例の一部改正）

2 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

第25条の2の2第4項中「神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

（印鑑条例の一部改正）

3 神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

## 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い，条例の題名及び目的を変更するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

神戸市行政手続等における情報通信の技  
術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、行政手続等における情報通  
信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第  
151号）第9条第1項の規定に基づき、本市の機  
関等に係る申請，届出その他の手続等に関し，  
電子情報処理組織を使用する方法その他の情報  
通信の技術を利用する方法により行うことが  
できるようにするための共通する事項を定め  
ることにより，市民の利便性の向上を図ると  
ともに，行政運営の簡素化及び効率化に資す  
ることを目的とする。

(改 正 案)

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進  
等に関する条例

技術を活用

(参考 2)

神戸市市税条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改正案)

(現 行)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の2の2 略

2, 3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織(神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年12月条例第34号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 略

神戸市情報通信技術

を活用した行政の推進等に関する条例

(参考 3)

神戸市印鑑条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(印鑑登録証明の申請)

第15条 略

2 略

3 神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年12月条例第34号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して第1項の申請を行うときは、同項の規定にかかわらず、登録証を添えることを要しない。

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

4 略